

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 次に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条又は第124条に規定する学校（以下「高等学校等」という。）のうち県内に所在するものに在籍する生徒をいう。
  - ア 高等学校（定時制及び通信制を含む。）
  - イ 特別支援学校（高等部に限る。）
  - ウ 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
  - エ 専修学校（高等課程に限る。）
- (2) 公共交通機関 西日本旅客鉄道及び路線バスをいう。
- (3) 路線バス 日ノ丸自動車株式会社又は日本交通株式会社が定期に運行する自動車をいう。
- (4) 通学費 高校生等が最も経済的かつ合理的と認められる通学経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券の費用の合算額をいう。
- (5) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生等に対して鉄道事業者又はバス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、高校生等を抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないように支援するとともに、倉吉市における定住の維持に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれも満たす高校生等の保護者（親権者、未成年後見人その他当該高校生等と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。以下同じ。）であって補助金の対象期間（以下「補助対象期間」という。）内に倉吉市に住所を有するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（通学のための交通費）の受給者及び特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給されるものを除く。

- (1) 補助対象期間内に倉吉市に住所を有し、高等学校等への通学に当たり、公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。
- (2) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限を超えていないこと（在籍期間

が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを除く。)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、1月当たりの通学費(1月を超える通学定期券にあっては、購入金額を月数で除した額)から7千円を控除して得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、鉄道を利用する場合は運賃のみを対象とし、特急料金は対象外とする。

2 前項の通学費には、修業年限の最終学年の3月及び休学期間など通学実態がない期間に係る通学定期券の金額に相当する額を含めないものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助対象経費に通学定期券の月数(前条第2項に規定する通学実態のない期間を除く。)を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、毎年度の8月1日又は2月1日からそれぞれの日の属する月の末日までの間に提出しなければならない。ただし、3月に通学定期券を購入する必要がある等の特別な理由がある場合は、3月1日から同月25日までの間とすることができる。

(1) 使用済の通学定期券又は通学定期券の写し

(2) 通学証明書、学生証その他高等学校等に在籍することを証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、通学定期券の有効期間が含まれる年度内に行わなければならない。

3 補助対象者は、補助金の交付申請に当たって、それ以前に補助金の交付の対象となった経費がある場合は、当該経費を除いてこれを行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、補助対象者から前条第1項の規定による申請を受けた場合は、交付申請を受けた日から起算して30日を経過する日までの間に補助金の交付を決定し、あわせて補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、同年4月分の通学費から適用する。

附 則（令和2年6月24日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第24号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。